

誤解していませんか!? 改正電子帳簿保存 新たな猶予措置「紙での保存もOK」は誤り

昨年12月23日に閣議決定した令和5年度税制改正大綱に、電子帳簿保存法(電帳法)の負担軽減措置が盛り込まれた。中でも注目されているのが、今年12月末で期限切れとなる猶予措置(宥恕規程)に代わって設けられる“新たな猶予措置”。この猶予措置の解釈を巡り、現在の猶予措置同様に「紙での保存」でもOKと誤解をしている人も少なくないので注意したい。

令和5年度税制改正大綱に盛り込まれた電帳法の見直しのポイントは、①新たな猶予措置の創設、②優良な電子帳簿保存の要件緩和、③スキャナ保存制度の要件緩和等の3点だ。

このうち「①新たな猶予措置の創設」に関して、誤った解釈をする人は少なくない。

というのも、現状の「紙での保存でもよし」とする猶予措置と捉えられているためだ。

現在、電帳法は、①「帳簿保存」、②「スキャナ保存」、③「電子取引」から構成されている(国税庁パンフレット参照)。それぞれ、保存方法が異なるだけではなく、該当する書類も違う。

このうち「帳簿保存」「スキャナ保存」に関しては、「電子データ」でも「紙」の保存でもどちらでも良い。ただ、「電子取引」に関しては、「電子データ」での保存が義務付けられている。

しかし、いきなり「電子データ」での保存が義務付けられても、対応が難しいとの声から、令和4年度税制改正では「や

む得ない理由」がある場合には、所轄税務署長に届出するだけで、今年12月31日までは「紙での保存もOK」とする猶予措置(宥恕規程)が設けられた。ただ現状、中小企業や個人事業主でこの電帳法に規定する「電子データ」の保存義務に対応ができていないところは少なく、現実的に2024年1月1日からの完全対応は困難な状況となっている。

そこで、5年度税制改正大綱では、システム対応等が間に合わないなど「相当の理由」がある場合、「新たな猶予措置」を設けるとした(大綱原文参照)。

大綱によるとこの新たな猶予措置は、要件を満たせば、電帳法に規定する電子データの保存要件を満たしていても、「電子データ」の保存として扱えるというもの。

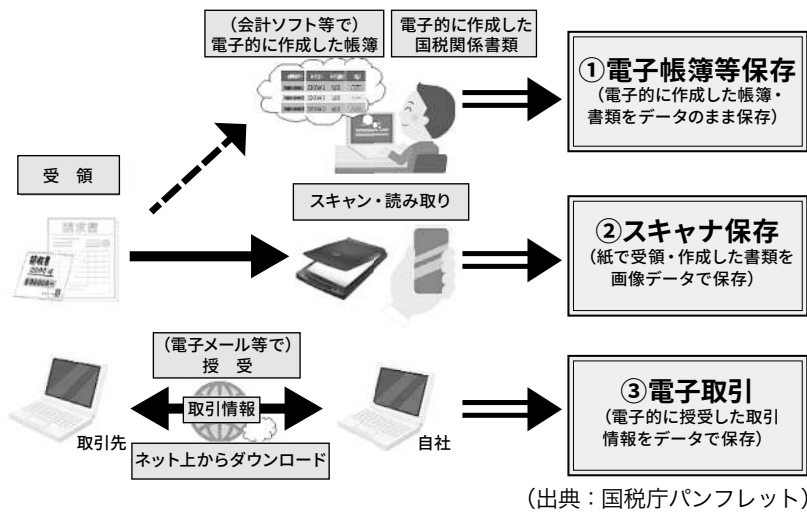
- その要件は、
- ・税務署長が「相当の理由がある」と認める場合(手続不用)
 - ・税務調査の際などにダウンロードの求めに応じることができる
 - ・税務調査等の際に電子データを出力した書面(整然とした形式及び明瞭

な状態で出力されたものに限る)を提示・提出できる

の3つを満たしていること。
ところが、一部税理士などからは、3つ目の「電子データを出力した書面」だけをクローズアップして、現在施行されている猶予措置(宥恕規程)の「紙での保存もOK」と同様の取扱いになると勘違している人もいるようだ。

大綱に盛り込まれた新たな猶予措置は、税務調査の際などに「当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力画面の提示又は提出の求めに応じることができる」としており、あくまでも「電子データ」での保存を前提としている。

つまり、新たな猶予措置は、電帳法に規定されている「電子データ」の保存要件を満たしていなかったとしても、「電子データ」として認めるという内容だ。この措置は2024年1月1日から適用され、今年12月末を持って、紙での保存を認めている現在の猶予措置は廃止される。つまり、新たな猶予措置が設けられても、「電子取引」に関しては、紙での保存はNGということ



(出典: 国税庁パンフレット)

大綱原文

②電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

③電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

税理士後継者との出会いの場「後継者名鑑」スタート

後継者探しの情報もオープン化の時代へ

定年がない税理士業だが、現役を続ける団塊の世代も70代半ばとなり、後継者不足は業界の大きな課題である。しかしながら、意にかなう後継者を探すのは至難の業というのが現状。他方、事務所の事業譲渡(M&A)には抵抗感がある所長が多いのも事実である。

そのような状況の中、会計、税務、経理・財務分野に特化した人材エージェンシーであるジャスネットコミュニケーションズ(株)(東京・港区、以下JC)は、事務所を承継したいと考える若手の税理士の情報をネット上でオープンにするサービスを開始した。

これは求職者の基本情報が一般には公開されない従来の人材紹介の手法とは逆のものである。「後継者名鑑」(写真)とネーミングされたこのサービスは、独立して間もない、あるいは独立予定の税理士・公認会計士の中から、事務所を承継することを希望する者に対して面談を行い、そのプロフィールを公開して全国の後継者を募集している事務所とマッチングする仕組みを提供しようとするもの。

同サービスは、本紙87号(2022年6月1日号)に掲載した(株)MJS M&A パートナーズ(東京・新宿区、以下mmap:エムマップ)との業務提携からスタートしており、全国のミロク情報

サービスのユーザーから後継者募集事務所をmmapが発掘し、JCが若手税理士・公認会計士を募集して、事業承継契約の仲介を行う。

従来の人材紹介サービスは、求人側事務所と人材紹介会社との間で人材紹介契約を締結し、その後は人材紹介会社から候補者の紹介を待つことになるが、本サービスでは、求人側事務所はJCに登録をすれば「後継者名鑑」のすべての情報にアクセスでき、能動的に後継者候補との交渉をJCに申し入れることができるようになる予定だ。JCの事業開発室長の安島洋平氏は「承継を希望する若手の人材に一人でも多く登録してもらうことを目指しています」。



『後継者名鑑』の認知度を上げ、登録数を増やすことにより、様々な条件に合う出会いの場を作れると考えています」と本サービスの構想を語り、首都圏中心の承継希望者を全国に広げる考えだ。



後継者名鑑



事業継承サービス